
壱岐市

道路法面等維持管理計画



平成29年 4月策定

(令和5年8月 改定版)

壱岐市 建設部 建設課

1. はじめに

壱岐市建設部建設課では、1級・2級・その他市道を合わせた3,927路線、総延長約1,329kmを管理しています。これまで、市道敷に存在する自然法面、構造物等については、道路パトロールや住民からの情報提供等により損傷等の異常を確認し、対策を実施してきましたが、今後、さらに経年による老朽化等により、補修費の増加が見込まれ、補修時期についても集中して発生することが予想されます。

このようなことから、予防保全型の維持管理手法を取り入れた「壱岐市道路法面等維持管理計画」を策定し、膨大な補修費の縮減・平準化を図るとともに、計画的な補修を実施することにより、法面を良好に維持管理することで、生活基盤の充実した安全で快適なまちづくりを目指します。



2級市道加賀城線

2. 法面等の現状

2.1. 法面等（自然法面、構造物等）の状態

市道敷の自然法面、構造物等について、全箇所を調査することは時間、費用の面で困難な状況であるため、主要道路（※）を対象とし、平成25年度に道路ストック総点検を実施しました。この調査は国土交通省が策定した総点検実施要領「道路法面工・土工構造物編」に従い、道路利用者および第三者の被害を防止する観点から、法面工・土工構造物の変状等の異常を把握することを目的として実施したものです。

（※主要道路の定義は別に定めます。）

2.2. 判定区分の目安

判定区分の目安は下記のとおりです。

判定区分		判定の内容
×	異常あり	異常の判定基準（第三者被害につながるおそれのあるもの）に該当する場合。
△	異常あり （応急措置済み）	異常の判定基準（第三者被害につながるおそれのあるもの）に該当していたが、たたき落とし等の応急的な措置により第三者被害の可能性がなくなった場合。
○	異常なし	上記以外（第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるものを含む）。

判定基準は下記のとおりです。

点検対象	第三者被害につながるおそれのあるもの
切土法面	・法面崩壊のおそれのある箇所。具体的には、法面のはらみだし、傾動・段差・開口量（すれ量）の大きなクラック、目地の大きな開き・すれ等が見られるもの。 ・吹付工等の構造物の一部が破損・劣化し、落下するおそれのある箇所。具体的には、構造物の剥離・浮き等が見られるもの。
盛土	・盛土の一部に崩壊等の変状が見られ、全体の崩壊のおそれのある箇所。具体的には、路面に円弧状クラックが発生しており（特に繰り返し補修している箇所は要注意）、かつ法面・法尻部に崩壊、あるいは、湧水を伴うはらみだしや軟弱化等の変状が見られるもの。
グラウンドアンカー工	・アンカー構成部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。具体的には、躯体剥離部分、壁面ブロック破損部の落下・防護壁基礎・笠コン等の付帯構造物が破損により落下する恐れのあるもの。
擁壁工	・壁面構成部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。具体的には、躯体剥離部分・壁面ブロック破損部の落下・防護壁基礎・笠コン等の付帯構造物が破損により落下するおそれのあるもの。
落石予防工および防護工	・構造物が倒壊・崩落するおそれのある箇所。具体的には、部材の変形・傾動・著しい劣化損傷・目地部分でのすれ等の見られるもの。 ・部材等が落下するおそれのある箇所。具体的には、コンクリート部材の浮き・剥離・クラックや付属物等を含む鋼部材の著しい腐食、亀裂・破断、緩み、脱落等の見られるもの。 ・落石予防工の対象岩体が落下するおそれのある箇所。具体的には根固め材料の崩壊や岩体基部の洗掘等が見られるもの。
カルバート	・壁面構成部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。具体的には、側壁や頂版の部材の浮き・剥離・クラックや、付属物等を含む鋼部材の著しい腐食・亀裂・破断・緩み・脱落等の見られるもの。

2.3. 評価ランク及び評価指数

別添評価ランク及び評価指数一覧表のとおり。

2.4. 判定結果

令和5年度までに実施した法面定期点検の結果は下記のとおりです。
(箇所数)

施設種別	構造物の判定			計
	異常なし	異常あり (応急措置済み)	異常あり	
切土法面（自然斜面）	0	4	7	11
切土法面（構造物）	0	3	21	24
擁壁工	8	2	23	33
落石防護工	4	2	6	12
カルバート工	3	1	3	7
計	15	12	60	87

施設種別	構造物の判定					計
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	
切土法面（自然斜面）	4	0	1	5	1	11
切土法面（構造物）	3	3	12	2	4	24
擁壁工	10	13	4	4	2	33
落石防護工	6	0	0	5	1	12
カルバート工	4	0	2	1	0	7
計	27	16	19	17	8	87

○法面等の判定基準写真（参考例）



【ランク1】

第三者被害の恐れは無い。



【ランク2】

局所的に変状が見られる。



【ランク3】

局所的に変状は見られるが、監視レベルで対応可能。



【ランク4】

変状が局所的に見られ、対策が必要と判断される。



【ランク5】

変状が全体に見られ、早急な対策が必要である。

3. 法面等維持管理の基本方針

3.1. 法面等維持管理計画の基本方針

①沓岐市の実態に応じた計画的な維持管理の実施

- 計画的な事業実施を目指し、法面等の維持管理費の縮減・平準化を実現する維持管理計画を策定します。
- 策定した管理計画に基づき、実施状況の評価や計画の見直しなど、PDCAサイクルにより継続的に運用し、必要に応じて計画を見直します。

②損傷を早期に把握するための定期的な巡回・調査と的確な補修の実施

- 道路施設の特性に応じた頻度や方法により、日常の道路巡回、定期的な調査を実施し、損傷や補修の必要性を早期に把握します。
- 巡回・調査により把握した損傷について、その特徴や原因を評価し、的確な措置を実施します。

③住民との協働による維持管理体制の構築

- 法面等の状態の確認など住民と協働した管理方法を検討します。（特に管理施設数が多く定期的な点検が困難であるその他市道（生活道路）に存在する施設を対象とします。

3.2. 市道の分類

交通量を考慮すると、全ての路線を一律の管理方針で管理することは効率的でないため、下記のとおり分類し、その分類に応じた管理方針を設定します。

グループ	グループの特性
グループ1	一般車両の往来が多く、大型車の混入も多いことが想定される路線および地域間の道路網を形成している道路（主要道路）。第三者被害の可能性大。
グループ2	1級、2級市道で、グループ1に含まれる路線を除いた路線。
グループ3	その他の路線で、グループ1に含まれる路線を除いた路線。

3.3. 分類毎の管理基準

分類毎の管理方針は以下の通りとします。

路線種別	管理方針		
	管理方針	点検方法	点検頻度
グループ1	評価ランクの高い箇所（ランク5、4）から順に対策を実施。完了後、ランク3以降の箇所を早めの補修により良好な道路環境の維持に努める。	職員による定期的な巡回パトロールによる目視点検 ※変状の進行が確認された場合、その変状度合いに応じて、外部委託による詳細点検を実施。	5年に1回 全箇所を点検。
グループ2	安全面に支障とならない法面等の状態を維持。	通勤、現場立会の機会による巡視や住民からの情報提供による法面等の状況の把握。	
グループ3	経済的対応を主として安全性を確保。		

3.4. 管理目標と路線種別毎の補修目安

適切な維持管理を進めていくための取り組みとして、管理目標と法面等の特性に応じた管理方針を下記のとおり設定します。

○管理目標

○長期的目標

計画的な対策、予防補修、点検を実施し良好な法面等の状態（ランク5、4の箇所を0%）を確保します。

○短期的目標

平成25年度に実施した道路ストック総点検によりランク5の判定となり早急な対策が必要となった箇所について、令和5年度までの10年間で対策を完了します。また、ランク4の判定となった箇所については、その後の10年間で対策を完了します。
※ただし、施工に障害がある箇所は除きます。（文化財地区等）

3.5. 維持管理計画

壱岐市における主要道路（グループ1に含まれる路線）に存在する法面等について、維持管理計画を別紙のとおり定めます。グループ2以下の市道については、本計画では市道毎の維持管理計画の対象外とし、巡回や住民からの情報提供等により現場を確認し、適宜対応していくものとします。

また、本計画の計画期間は、管理する法面等の点検・修繕・改善サイクル等を勘案した上で一定期間を確保する必要があることから、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

なお、計画内容は、社会情勢の変化、国や県の維持管理施策の動向、各事業の進捗事業等に応じ、概ね5年毎に見直しを行うものとします。

別紙「壱岐市道路法面等維持管理計画一覧表」参照

【評価ランクおよび評価指数】

点検対象		考慮すべき事項	評価 ランク	評価指標	点検実施要領 判定区分
切土法面 （自然斜面）	砂質土系 斜面	地形 地質 変状規模 想定される災害規模	5	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が範囲全体または顕著であり、早急に対策が必要と判断されるもの	異常あり
			4	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、浸食されやすい地質や集水地形等に該当し、対策が必要と判断されるもの	
			3	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、浸食されやすい地質や集水地形等に該当し、将来的に対策が必要と判断されるもの（当面は監視レベルで対応可能なもの）	
			2	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められるが、浸食されやすい地質や集水地形でない等、当面は監視レベルで対応可能なもの	
			1	・第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるもの	
	岩盤系 斜面	変状規模 岩盤特性 （亀裂状況、流れ盤、風化）	5	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が範囲全体または顕著であり、早急に対策が必要と判断されるもの	異常あり
			4	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、岩盤特性（亀裂状況、流れ盤、風化具合等）に脆弱性が認められるもので、対策が必要と判断されるもの	
			3	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、岩盤特性（亀裂状況、流れ盤、風化具合等）に脆弱性が認められるもので、将来的に対策が必要と判断されるもの（当面は監視レベルで対応可能なもの）	
			2	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められるが、岩盤特性（亀裂状況、流れ盤、風化具合等）に脆弱性が認められないもので、当面は監視レベルで対応可能なもの	
			1	・第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるもの	
切土法面 （構造物）		変状規模 施工年度 （30年を目安）	5	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が範囲全体または顕著であり、早急に対策が必要と判断されるもの	異常あり
			4	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、供用期間が30年以上のもので、対策が必要と判断されるもの	
			3	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、供用期間が30年以上のもので、将来的に対策が必要と判断されるもの（当面は監視レベルで対応可能なもの）	
			2	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められるが、供用期間が30年未満のもので、当面は監視レベルで対応可能なもの	
			1	・第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるもの	
擁壁工		変状規模 施工年度 （30年を目安）	5	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が範囲全体または顕著であり、早急に対策が必要と判断されるもの	異常あり
			4	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、供用期間が30年以上のもので、対策が必要と判断されるもの	
			3	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、供用期間が30年以上のもので、将来的に対策が必要と判断されるもの（当面は監視レベルで対応可能なもの）	
			2	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められるが、供用期間が30年未満のもので、当面は監視レベルで対応可能なもの	
			1	・第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるもの	
落石防護工		変状規模 落石発生源の落石兆候	5	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が範囲全体または顕著であり、早急に対策が必要と判断されるもの	異常あり
			4	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、落石発生源に明確な落石兆候が確認できるもので、対策が必要と判断されるもの	
			3	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、落石発生源に明確な落石兆候が確認できるもので、将来的に対策が必要と判断されるもの（当面は監視レベルで対応可能なもの）	
			2	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められるが、落石発生源に明確な落石兆候が確認できないもので、当面は監視レベルで対応可能なもの	
			1	・第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるもの	
カルバート工		変状規模 （30年を目安）	5	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が範囲全体または顕著であり、早急に対策が必要と判断されるもの	異常あり
			4	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、供用期間が30年以上のもので、対策が必要と判断されるもの	
			3	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められ、かつ、供用期間が30年以上のもので、将来的に対策が必要と判断されるもの（当面は監視レベルで対応可能なもの）	
			2	・第三者被害につながるおそれのあるような変状が局所的に認められるが、供用期間が30年未満のもので、当面は監視レベルで対応可能なもの	
			1	・第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるもの	

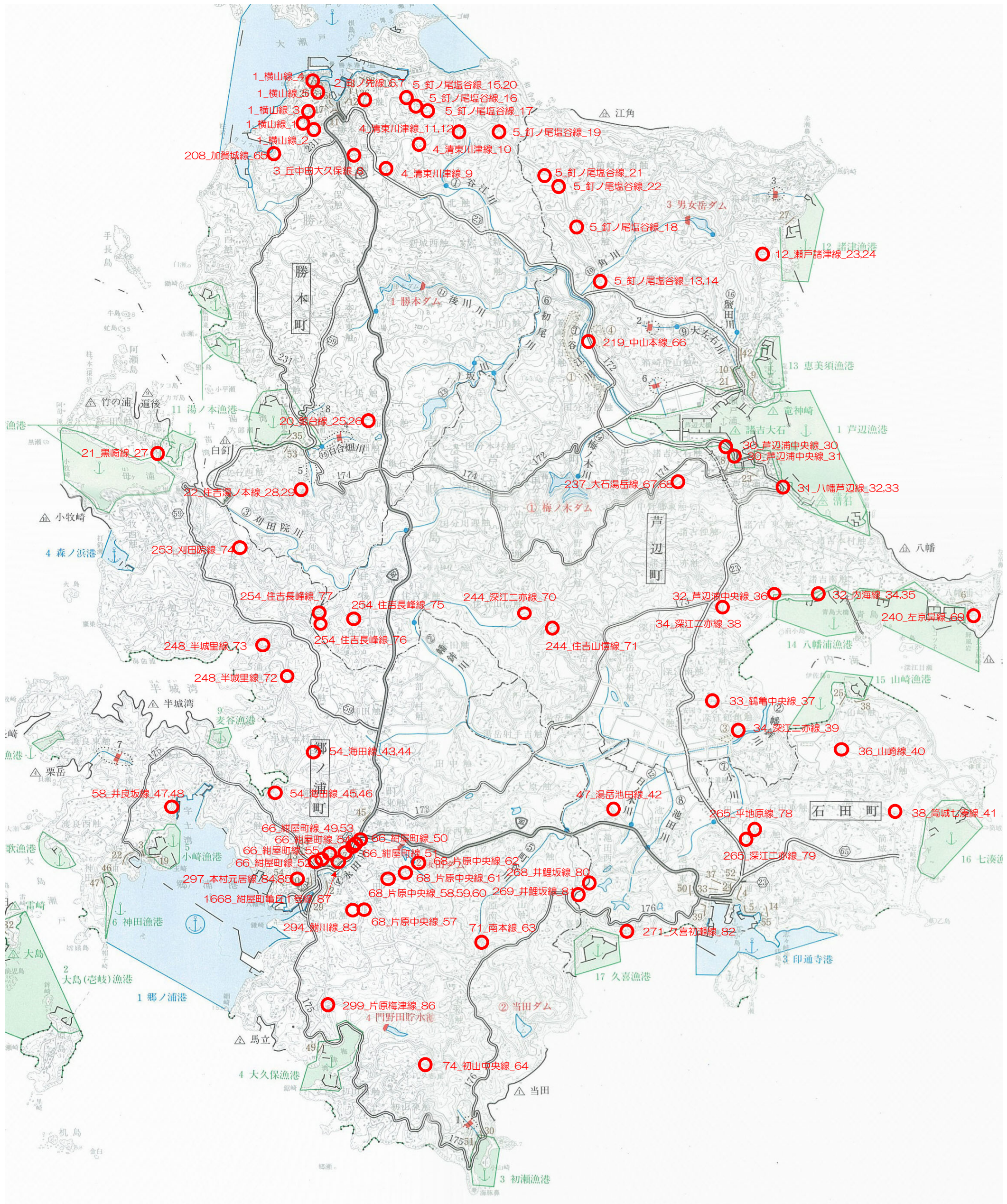
【吉岐市道路法面等維持管理計画一覧表】

(対策路線毎の概ねの点検時期及び修繕時期)

令和5年8月現在

道路 種別	路線名	路線 番号	整理 番号	施設 種別	施設種別詳細	所在地	道路防災点検結果			道路ストック総点検の結果			評価 ランク	最新 点検 年次	対策の内容・時期							補修工法				
							施設 整理番号	点検 結果	判定 結果	主な所見		H28			H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5		R6	R7		
1級	横山線	1	1	擁壁工	ブロック積擁壁工	長崎県杵杵市勝本町坂本敷	0005G010	対策不要	×	ブロック擁壁には、自然崩れに際し(5cm)、すれ(3cm)が発生。現時点においては、第三者被害につながる恐れは比較的高いと考えられる。	1	H31							点検						※災害復旧工事(H30)にて対策済	
1級	横山線	1	2	擁壁工	ブロック積擁壁工	長崎県杵杵市勝本町坂本敷	0005G020	対策不要	×	ブロック擁壁には、水車開口クラック(開口幅3～5mm)、垂直クラックが発生。現時点においては、第三者被害につながる恐れは比較的高いと考えられる。	3	H31							点検					点検		
1級	横山線	1	3	擁壁工	補強土壁工	長崎県杵杵市勝本町坂本敷	0005F010	対策不要	○	補強土壁本体、盛土及び遮断部にも特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	2	H31							点検					点検		
1級	横山線	1	4	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市勝本町勝本浦		該当なし	○	落石防護壁には、支柱、ワイヤー及び金網いずれも健全で、痛み等もなく、十分な機能を有している。網材の落下等により第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	横山線	1	5	カルバート工	カルバート工	長崎県杵杵市勝本町勝本浦		該当なし	×	ボックスカルバート部の湧出には、直観的に目り、コンクリート片の剥離が認められる。湧出下の水抜カルバートであるため、直後の第三者被害につながる恐れは高いが、湧出につながる恐れあり。	1	H31							点検					点検	H27年度に対策済	
1級	町ノ先線	2	6	切土のり面	吹付工	長崎県杵杵市勝本町仲敷		該当なし	×	ブロック擁壁には、自然崩れにすれ(5cm)、モルタル吹付面には、点検対象区間全体にわたって、開口を伴うクラックが発生。第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	3	H31							点検					点検	クラック注入工	
1級	町ノ先線	2	7	切土のり面	吹付工	長崎県杵杵市勝本町仲敷		該当なし	×	モルタル吹付面には、点検対象区間全体にわたって、開口を伴うクラックが発生。モルタル片剥離による第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	3	H31							点検					点検	クラック注入工	
1級	丘中田大久保線	3	8	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町西戸敷		該当なし	×	プレキャスト工法では、天端の縦割コンクリートに開口を伴うクラックが発生。現時点においては、第三者被害につながる恐れは比較的高いと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	清東川津線	4	9	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町西戸敷		該当なし	○	混合擁壁は、ブロック擁壁部、コンクリート擁壁部とも、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	清東川津線	4	10	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町仲敷	0102G020	対策不要	×	ブロック擁壁には開口を伴うクラックが発生。コンクリート片の剥離による第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	1	H31						補修	点検					点検	※災害復旧工事(H30)にて対策済	
1級	清東川津線	4	11	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町東敷	0102G030	対策不要	○	混合擁壁は、ブロック擁壁部、コンクリート擁壁部とも、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	2	H31							点検					点検		
1級	清東川津線	4	12	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町東敷	0102G030	対策不要	○	混合擁壁は、ブロック擁壁部、コンクリート擁壁部とも、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	釘ノ尾塩谷線	5	13	切土のり面	吹付工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎ノ尾敷		該当なし	×	モルタル吹付面には、開口を伴うクラックが発生。モルタル片剥離による第三者被害につながる恐れは比較的高いと考えられる。	1	H31						補修	点検					点検	クラック注入工	
1級	釘ノ尾塩谷線	5	14	切土のり面	吹付工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎ノ尾敷		該当なし	×	モルタル吹付面には、全体にわたって、開口を伴うクラックが発生。モルタル片剥離による第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	1	H31						補修	点検					点検	モルタル吹付の再施工	
1級	釘ノ尾塩谷線	5	15	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町仲敷	0115G010	対策不要	○	混合擁壁は、ブロック擁壁部、コンクリート擁壁部とも、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	釘ノ尾塩谷線	5	16	擁壁工	補強土壁工	長崎県杵杵市勝本町仲敷	0115G020	カルテ対応	○	補強土壁本体、盛土及び遮断部にも特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	釘ノ尾塩谷線	5	17	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町仲敷	0115G030	対策不要	○	混合擁壁は、ブロック擁壁部、コンクリート擁壁部とも、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	釘ノ尾塩谷線	5	18	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎本村敷		該当なし	○	落石防護壁は、1本だけ劣化した支柱(若干の腐食)があるが、ワイヤー及び金網を有して、十分な機能を有していると考えられる。第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	4	H31							点検					点検	補修	落石防護構工
1級	釘ノ尾塩谷線	5	19	カルバート工	カルバート工	長崎県杵杵市勝本町東敷		該当なし	×	ボックスカルバート部の湧出には、コンクリート片の剥離が認められる。湧出下の水抜カルバートであるため、直後の第三者被害につながる恐れは高いとえられが、湧出につながる恐れあり。	3	H31							点検					点検	電気防食、増打ち	
1級	釘ノ尾塩谷線	5	20	カルバート工	カルバート工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎本村敷		該当なし	○	プレキャストボックスカルバートは、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	釘ノ尾塩谷線	5	21	カルバート工	カルバート工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎江角敷		該当なし	○	湧出がボックスカルバートは、口部付近に土砂堆積が認められるが、他に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	釘ノ尾塩谷線	5	22	カルバート工	カルバート工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎江角敷		該当なし	×	特に変状等は認められないが、湧出部の湧出には、コンクリート片の剥離が認められる。湧出下の水抜カルバートであるため、直後の第三者被害につながる恐れは高いが湧出につながる恐れあり。	3	H31							点検					点検	電気防食、増打ち	
1級	瀬戸諸津線	12	23	切土のり面	吹付工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎諸津敷		該当なし	×	特に変状等は認められないが、モルタル吹付面には、全体にわたって、開口を伴うクラックが発生。第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	3	H31							点検					点検	クラック注入工	
1級	瀬戸諸津線	12	24	切土のり面	吹付工	長崎県杵杵市芦辺町崎崎諸津敷		該当なし	×	コンクリート擁壁は、特に変状等は認められないが、モルタル吹付面は、全体にわたって、開口及びすれを伴うクラックが発生。第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	3	H31							点検					点検	クラック注入工	
1級	銀台線	20	25	切土のり面	その他	長崎県杵杵市勝本町市気敷		該当なし	×	斜面湧出は、ほぼ全延長にわたって、オーバーハング(木根を挟む)を呈し、不安定であることから、湧出部、堰本等による第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	4	H31							点検					点検	切土工(切直し)	
1級	銀台線	20	26	切土のり面	その他	長崎県杵杵市勝本町市気敷		該当なし	×	斜面湧出は、ほぼ全延長にわたって、オーバーハング(木根を挟む)を呈し、不安定であることから、湧出部、堰本等による第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	4	H31							点検					点検	切土工(切直し)	
1級	黒崎線	21	27	擁壁工	コンクリート擁壁工	長崎県杵杵市勝本町浦留里敷	0051G010	カルテ対応	×	擁壁1段目には、左海縁部付近に開口幅30cmの開口クラック、擁壁2段目にも開口を伴うクラックが発生。特に擁壁2段目には顕著なクラック、天端コンクリートにもクラックが発生。第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	3	H31						点検	補修				点検	道路改良事業にて対策済(R2)		
1級	住吉湯ノ本線	22	28	擁壁工	補強土壁工	長崎県杵杵市勝本町立石南敷		該当なし	○	補強土壁本体には軽微なクラック、天端コンクリートにもクラックが発生。第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	住吉湯ノ本線	22	29	擁壁工	補強土壁工	長崎県杵杵市勝本町立石南敷		該当なし	○	補強土壁本体には、バネの腐食に特微なクラックが発生。コンクリート擁壁には、特に変状等は認められず、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	芦辺浦中央線	30	30	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市芦辺町隈吉大石敷		該当なし	○	左端より5m付近の支柱及び金網に若干の腐食が認められるが、全体的に健全で、十分な機能を有している。第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	芦辺浦中央線	30	31	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市芦辺町隈吉大石敷		該当なし	×	一部の支柱に腐食、右端部のワイヤーに若干の痛みが生じている。擁壁部には、開口を伴うクラックが発生。特に擁壁部には、開口を伴うクラックが発生。第三者被害につながる恐れは高いと考えられる。	1	R2						補修	点検				点検	落石防護構補修工		
1級	八幡戸辺線	31	32	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市芦辺町戸辺浦		該当なし	×	防護壁は、ロープ等に変状は認められず、痛みもない。自然から湧出した土砂が堆積しており、土砂が金網から飛び出しているところもあるが、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	R2						補修	点検				点検	落石防護構工		
1級	八幡戸辺線	31	33	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市芦辺町戸辺浦		該当なし	○	防護壁は、ロープ等に変状は認められず、痛みもない。自然から湧出した土砂が堆積しており、土砂が金網から飛び出しているところもあるが、第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	1	H31							点検					点検		
1級	内海線	32	34	切土のり面	のり土工	長崎県杵杵市芦辺町隈吉南敷		該当なし	○	アンカー工、造土工については、湧出部が認められず、特に問題はない。近時内モルタル吹付面にはクラックが生じているが、害を及ぼす恐れはない。第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	4	H31							点検					点検		
1級	内海線	32	35	切土のり面	のり土工	長崎県杵杵市芦辺町隈吉南敷		該当なし	○	アンカー工、造土工については、湧出部が認められず、特に問題はない。近時内モルタル吹付面にクラックが生じているが、害を及ぼす恐れはない。第三者被害につながる恐れはほとんどないと考えられる。	2	H31							点検					点検		
1級	内海線	32	36	擁壁工	ブロック積擁壁工	長崎県杵杵市芦辺町隈吉南敷		該当なし	×	大規模ブロック擁壁には、右端部上部で中口止めの自然に隣り(20m)、その直前にクラックが発生。コンクリート片の剥離による第三者被害につながる恐れは比較的高いと考えられる。	2	H31							点検					点検		
1級	鶴亀中央線	33	37	落石防護工	落石防護構工	長崎県杵杵市芦辺町深江栄敷		該当なし																		

【 壱岐市道路法面等維持管理計画 箇所図 】



整理番号__路線名__整理番号